

## 議案第48号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年6月5日提出

大口町長 森 進

#### （提案理由）

この案を提出するのは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止による外国人登録原票の廃止に伴い、この規約を変更するため必要があるからである。

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第3備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳<u>及び外国人登録原票</u>に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳<u>及び外国人登録原票</u>に基づく人口による。</p>